

3-2 東西対立とその後の世界 <標準編>

民族と国家

歴史・言語・習慣・宗教など一定の文化的きずなによって結ばれ、同一集団の成員という意識をもつ人々を**民族**とよぶ。民族と国家の複雑な関係が、しばしば武力紛争を引き起こしてきた。第二次世界大戦後の武力紛争も、その多くが**民族問題**に関連している。その原因となったのは植民地からの独立、少数民族の分離、複数の国家にまたがる民族の統合などである。

一国の中に複数の民族が居住する国家を**多民族国家**という。世界の国家の大多数は他民族国家である。インドのようにどの民族も過半数を占めない国家や、中国のように圧倒的多数が漢民族である他民族国家もある。カナダ、アメリカ、オーストラリアのように、少数の先住民と多様な移民から構成される国もある。経済的な困難や社会的問題が生ずると、国民としての一体感よりも民族としてのきずなが優先され、あつれきが生ずることもしばしばみられる。コソボのように、一定の地域から特定の民族を根絶やしにしようとする民族浄化に発展するケースもあった。シンガポールのように意図的な民族間の融合政策が積極的に進められる国もある。

増大する民族紛争

冷戦期には武力紛争は圧倒的に南の世界に偏っていた。独立のための紛争や、反植民地主義闘争などが優先されて独立後に一国内の民族の境界をめぐる紛争が火を噴いたものである。

植民地では宗主国の都合で境界が引かれ、複数の民族が一つの植民地に押し込まれた例が多い。植民地の境界を引き継いで独立した後、それが紛争の原因になり、さらに資源や勢力伸長をはかる大国の思惑と結びつくと大規模な地域紛争へと発展する。1967年のナイジェリア戦争が典型的である。現在でも、ウガンダ、アチェ、チベットなどはこの範疇に属する。

逆に、複数の国に引き裂かれたクルド人のように、2500万人の民族が国家をもたないことが紛争の原因となる場合もある。またパレスチナのように、ユダヤ人のイスラエル国家形成のために居住地を追われた民族が数十年にわたって抵抗する紛争もある。

冷戦後に、共産主義によって抑えられてきた民族の自立や民族の境界をめぐる紛争が一気に噴き出した地域がある。旧ユーゴや旧ソ連内部の民族紛争である。そのほかフランス、スペイン、イギリスなどで「二流の市民」とされた少数民族に属する人々が自治や独立を要求している例もある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172~173

難民問題

「**難民の地位に関する条約**」によると**難民**とは「人種・宗教・国籍・政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。【②】

「**難民の地位に関する条約**」に加盟している国には、難民を保護する義務があり、追放したり送還したりすることはできない。また社会福祉などの面で自国民と同等の待遇をする義務がある。難民問題の解決にあたる機関として、**国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)** や、国連パレスチナ難民救済事業機関などが設けられ、活動をおこなっている。

② 難民を生み出す原因には、地域紛争や民族・宗教の対立、経済的貧困、自然環境の悪化などがある。

人権の抑圧

人権は法的に確立された概念であるが、人権の抑圧は世界中で発生している。南アフリカでは**アパルトヘイト**（人種隔離政策）と呼ばれる**人種差別**が法によって制度化されていた。国連での度重なる制裁決議や国内闘争の結果、1991年にはアパルトヘイト廃止が宣言され、1994年には公平な選挙で黒人のマンデラが大統領に選出された。

このように法制度による明示的な人種・民族差別は消滅しつつあるが、実態面では差別が残っている。アメリカでも有色人種差別とりわけ黒人差別は根強い。ヨーロッパでは、トルコ系やアルジェリア系移民などの排斥を公然と訴えて行動する団体もある。宗教上のカースト制度が根強く残る国もある。世界のほとんどの国では、憲法などで男女の平等を認めている。しかし人類の半数を占める女性に対しては社会慣習のうえで、雇用、教育、社会参加などでの性差別がまだ残っている。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 173

抑圧的な政権

人権を無視する政権が登場し、さまざまな社会的抑圧が存在する国もある。とくに第三世界では、軍部の支配下にある政権も多く、**戒厳令**が発令されたり選挙結果が無視されたりする国もある。国家が、主導する早急な工業化や開発を進めるため、補償のない立ち退きや労働争議の弾圧など反対勢力に対してむきだしの暴力を加える例もある。【③】

アフリカなどの内戦が続く国では、少年・少女を駆り出して戦闘や軍事物資の輸送にあたらせている政治勢力もある。ユニセフは、約 50 ケ国 30 万人の子どもが従軍しているという数字を発表した (1998 年)。**国際刑事裁判所**は 15 歳未満の子どもを戦闘集団に加えることを戦争犯罪とした。また、こうした事態を改善しようと**チャイルド・ソルジャー**をなくす国際 NGO 連合なども結成された。

③ こうした事態に**アムネスティ・インターナショナル**などが「良心の囚人」と呼ばれる政治犯の救出などで活躍している。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174~175